

第7回姫路市新型コロナウイルス感染症対策本部会議での指示事項

(令和2年5月22日)

政府は、昨日5月21日、「感染の状況、医療提供体制、監視体制」の3つの判断基準に基づき、特定警戒都道府県として継続していた兵庫県、大阪府、京都府の3府県について、「緊急事態宣言」を解除しました。

市民の皆さまには、「緊急事態宣言」の期間中、外出自粛を始めとする様々な規制や、感染拡大防止対策などにご協力いただいたことに、心より感謝を申し上げます。また、感染の脅威に晒される危険な環境下において、医療現場の最前線で献身的に対応してくださっている医療従事者の方に、改めて感謝を申し上げます。

兵庫県は「緊急事態宣言」が解除されましたが、引き続き感染防止対策を行う必要があるとの認識のもと、兵庫県対処方針を改訂し、5月31日までは対処方針実施期間として示すとともに、全国でクラスターが発生したライブハウスや夜の接客を伴う飲食店などを除き、休業要請を解除し、施設の再開に踏み切る方向としました。

本市におきましても、県の対処方針等を受け、「市民の皆さまの『命』と『暮らし』を守り抜く」ことを最大の使命と自覚し、引き続き感染拡大防止を最優先としながらも、慎重かつ段階的にではありますが、「新しい生活様式が定着した日常生活の感染対策と社会経済活動との両立」に向け、新たな歩みを進めてまいります。

3密（密閉、密集、密接）の回避、症状のある方の入場制限、消毒の徹底など、万全の感染防止対策を講じた上で、観光、文化鑑賞施設及び貸館施設等は6月1日から再開いたします。ただし、姫路城は、5月28日から屋外部分を再開し、6月15日からは大天守を含めた全面再開といたします。姫路城周辺施設のうち好古園は屋外部分を5月28日から再開いたします。

今後も日常生活において、一人ひとりができること『新しい生活様式』として、「3密の回避」、「手洗い」、「マスク着用」、「換気」などの感染拡大防止に向けた取り組みを実践していただくようお願いいたします。

油断大敵という言葉がありますが、緊急事態宣言が解除されたことで、新型コロナウイルスの脅威がなくなったわけではなく、コロナを意識した行動が緩むことで第2波、第3波の感染拡大も想定され、再び徹底した行動制限など厳しい対応に戻らざるを得なくなります。「with コロナ（コロナとともに生きていく社会）」においては、暮らしのあらゆる場面で、「新しい生活様式」を実践し、感染拡大防止の徹底を図っていくことが大切であり、それが社会経済活動に必要な基盤となります。

新型コロナウイルスの脅威から市民の皆さまの「命」を守るだけでなく、地域経済を直撃する大きな脅威から「暮らし」を守らなければなりません。

職員の皆さんは、引き続き感染防御の徹底を図るとともに、特別定額給付金を始め、事業者支援の給付や融資等について、市民や事業者の皆様に対し、しっかりと対応してください。今後も、引き続き、市民の皆さまの「命」「暮らし」を守るという自覚をもって、全力で対応に臨んで頂きたい。